

が児童生徒用図書九十五冊を寄付をされました。その金額が三十万円でございますので今回表彰の対象としようとするものでございます。

大変雑駁でございますが、議案第六十号の提案理由の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十号は、原案

どおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三十三議案第六十一号福生市表彰条例に基づ

く一般表彰についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第六十一号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案も前案同様、福生市表彰条例第三条第三号に該当するもので、議会の議決を経て表彰しようとするものでございます。

福生市大字福生千百九十八番地加藤満喜子夫人より、教育の旨英資金といたしまして現金一千万円の寄付がございましたので表彰しようとするものでございます。

はなはだ簡単でございますが、議案第六十一号に対します提案理由の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

議四十三
議四十四
議四十五
議四十六
議四十七
議四十八
議四十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十
議六十一
議六十二
議六十三
議六十四
議六十五
議六十六
議六十七
議六十八
議六十九
議七十

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三十四議案第六十二号福生市表彰条例に基づく

一般表彰についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第六十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について説明を申し上げます。

本案も福生市表彰条例第三号第四号に該当いたしますので、議会の議決を経まして表彰しようとするものでございまして、福生市大宮福生四百

十九番地村野弘氏が、五年以上にわたり、多岐にわたる園用地として福生市に無償で提供いたしておりますので、その行為に対し、表彰しようとするものでございまして、

はなはだ推挙でございますが、議案第六十二号に付します提案理由の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

請二
議六十三
議六十四
議六十五
議六十六
議六十七
議六十八
議六十九
議七十
議七十一
議七十二
議七十三
議七十四
議七十五
議七十六
議七十七
議七十八
議七十九
議八十
議八十一
議八十二
議八十三
議八十四
議八十五
議八十六
議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議一百

○議長(小林菊三君) 日程第三十五請願第二号生活実習訓練室(所)設置
に関する請願書を議題といたします。

事務局として、請願書の朗読をいたさせていただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読を終わりました。

紹介議員石川慶一郎君から、本趣旨の説明を求めます。

(一番 石川慶一郎君登壇)

○一番(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、紹介議員を代表いたしまして大変僭越でございますけれども、ただいま朗読の件につきまして、皆様方にお許し申し上げ、かつまた、御理解をちょうだいしたいと存じます。

ただいまの請願は、御案内のとおり「手をつなぐ親の会」の請願でございますがと同時に、約六百三十人の署名というふうなものを引下げての切々たる請願でございます。この「手をつなぐ親の会」というのは、いわゆる知恵おくれの子供さんをお持ちになる親ごさんの会でございます。

日本には、大体人口の三%ぐらい、いわゆる知恵おくれ——知的障害と申しま

すか——の方がおりますので、そういうことで申し上げますれば、福生にも百五十人ぐらいの知恵おくれの人がおる、こういうことでございます。戦前は、いわゆる

社会から、いわば全く離れた非常にむづかしい生活をしていった。しかしながら戦後のいわゆるヒューマニズムをベースといたします教育水準のレベルアップと申しますか、そういうことで非常に温かい目で見られてこられたというのが、いわば昨今の現況でございます。私は、そういう意味では、戦後の教育というものがとやかくいろいろ言われますけれども、この面につきましては、私は大変すばらしい成果をおさめているというふうに常日ごろ思っておりますような次第でございます。

そんなようなことで、人間といたしましてともに平等でなければならぬと、しかも人間は人間として人間らしく、いわゆる社会生活のあらゆる面を享受する権利があるといったようなことではないかと私は思うのでありますけれども、そういう意味では、議員の皆様、あるいは市当局の方々のお骨折りで、第一小学校のいわゆる福原学級、いまだ言うむすわり学級でございますが、あるいはまた第二小学校の熊川学級とか、あるいは一中の身障学級といったよう

なものができて、非常にすくすくと小学校あるいは中学校の生活を享受してゐるわけであります。私も過日第一中学校に参りましたけれども、いわゆる普通学級の生徒が、いわゆる身障学級の生徒に對しまして、本当に何と申しますか、自然な姿で非常に心温まる雰囲気でございます。何か私どもが子供のころの、いわば、いわゆる何と申しますか、差別といいますが、そういったものから、いわゆる理解というものに移ったということで、私も感動いたしましたようなわけでございます。

小学校の六年間、そして中学校の三年間というふうな九年間というものは、いわゆる学校教育、あるいは集団訓育と、やういふようなことで、牛歩の歩みではありましようけれども、ステップバイステップで少しづつ向上していくと、非常にこれはすばらしいことであるわけでございますけれども、普通学級の生徒がそれからほとんど高等学校に行くといふような点におきまして、いわゆる特殊学級の生徒は、それはもちろん全員ではなくて、社会生活に入れる人ももちろんあるわけでありまうけれども、社会生活に入れない人もいる。その人たちは結局、いわゆる社会からまた隔離されて、せうく燭を見出したにもかか

わらず、いわゆる何と申しますか、退歩といいますが、減退と申します。つとて、たようなことで暗雲に閉ざされるというのが現況である。いわば、やういふ意味におきます次のステップとしての、ただいまの提案のこの生活実習訓練室といたつたようなものがあれば、非常にありがたいというのが父兄の切々たる願ひであるといふわけがあります。

指田議員、あるいは原議員、いろいろとその点については先ほどもお話しもございまして御努力なされてござつてゐるわけでありまして、福祉会館、そしてまたやういふ身障の作業場、やういふようなものも非常にありがたいわけでありまうけれども、私も過日、その身障学級の父兄にお目にかけましたわけでありまうけれども、その方々の願ひとしては、ともかくやういふリッパな大きなひととした建物、それはそれにしたことはいわけでありますけれども、それよりも何よりも、いわゆるメンタルが大切であると、いわゆる精神的なものである。ですから八畳間でも十畳間でもいいから、しかし、そこにはリッパな指導者がほしい。そして四、五人でいいから、バランツでいいから、やういふ所で彼らを訓練して、いきなると、こゝろな願ひを込めて私どもに見えたようなわけがあります。

どうか、やういったようなことでございしますので、皆様方議員の方々におかれましては、愛情を持ち、英知を持ち、この請願に對しましてよろしくのお計らいを願えますればと存する次第でございします。

大変簡単でございしますけれども、内容説明とさせていたいただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

請願第二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 追加日程第一議案第六十三号議会の議員の昭和五十五年

六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきまして、議

案第六十三号議会の議員の昭和五十五年六月期期末手当の支給割合を定める条例について、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本案は、議会の議員の昭和五十五年六月期期末手当の支給割合を定めるようとするものでございまして、その割合を百分の百九十三としようとするものでございします。

大変難解でございしますが、議案第六十三号の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを伺ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お詔りいたします。

ただいま石川慶二郎君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十三号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 追加日程第二議案第六十四号福生市の一般職員の昭和五十五年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第六十四号福生市の一般職員の昭和五十五年六月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。本案は、一般職員の昭和五十五年六月期期末手当の支給割合を定めるよう

とするものでございまして、この割合を百分の百と定めようとするものでございします。

なお期末手当につきましては、このほかにも勤勉手当百分の五十、さらに一律六十円というものが出ますので、実質支給額は百分の二百二十プラス六十円というところに相なります。

以上、大変雑駁でございますが、議案第六十四号に對します提案理由の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶二郎君) この際、動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第六十四号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は原案どおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会審査のため、明十日から十九日までの九日間休会したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって明十日から十九日までの九日間休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は、六月二十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十一分 散会

写 福総庶発第七百三十三号

昭和五十五年六月三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

昭和五十五年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和五十五年六月三日付け、福生市告示第二十四号（別紙参照）をもつて、昭和五十五年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

平成二回市議会定例会を開催し、その旨を昭示する。

昭和五十五年六月三日付の、福生市告示第二十四号（昭示を照）を以て、昭和五十五年

昭和五十五年第一回福生市議会定例会の議案を以て、

小 林 隆 三 郎

福生市議会議員

福生市長 田 村 匡 雄

昭和五十五年六月三日

福生市議会議員

写 福生市告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十五年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十五年六月三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和五十五年六月十日
二 場 所 福生市議会議場

一 議案第三十八号
昭和五十五年六月十日

昭和五十五年六月三日

五 議案第三十九号
昭和五十五年六月十日

写 福総庶発第七百三十四号

昭和五十五年六月三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

議案の送付について

昭和五十五年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第三十七号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第三十八号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第三十九号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第四十号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例